第３の１②②表２を次のように改める。

表２

		下塗り１	塗り回数	下塗り２	塗り回数	中塗り・上塗り	塗り回数
区分１	a	鉛系さび止めペイント	１回	—	—	鉛系さび止めペイント	１回
	b	鉛・クロムフリーさび止めペイント	１回	—	—	鉛・クロムフリーさび止めペイント	１回
	c	ジンクリッチプライマー	１回	—	—	—	—
	d	２液形エポキシ樹脂プライマー	１回	—	—	—	—
区分２	e	厚膜形ジンクリッチペイント	１回	—	—	—	—
	f	鉛系さび止めペイント	２回	—	—	合成樹脂調合ペイント	２回
	g	鉛・クロムフリーさび止めペイント	２回	—	—	合成樹脂調合ペイント	２回
	h	２液形エポキシ樹脂プライマー	１回	—	—	合成樹脂調合ペイント	２回
	i	２液形エポキシ樹脂プライマー	１回	—	—	２液形エポキシ樹脂エナメル	１回
区分３	j	２液形エポキシ樹脂プライマー	１回	—	—	２液形エポキシ樹脂エナメル	２回
	k	ジンクリッチプライマー	１回	—	—	２液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	１回
区分４	l	ジンクリッチプライマー	１回	２液形エポキシ樹脂プライマー	１回	２液形エポキシ樹脂エナメル	１回
区分５	m	ジンクリッチプライマー	１回	２液形エポキシ樹脂プライマー	１回	２液形エポキシ樹脂エナメル	２回
	n	ジンクリッチプライマー	１回	２液形厚膜エポキシ樹脂プライマー	１回	２液形厚膜エポキシ樹脂エナメル	２回

１　この表においてａ、ｂ、ｄ、ｆ、ｇ、ｈ、ｉ及びｊの塗膜は、コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。

２　この表においてｄ、ｈ、ｉ及びｊ以外の塗膜は、めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。

３　この表においてｄ、ｉ及びｊの塗膜をめっき処理を施した鋼材に使用する場合は、１にかかわらずコンクリートに埋め込む部分に使用できるものとする。

４　この表において下塗り１及び下塗り２は工場内にて行うものとする。

５　この表において「鉛系さび止めペイント」とは、日本工業規格Ｋ5623に規定する亜酸化鉛さび止めペイント又は日本工業規格Ｋ5625に規定するシアナミド鉛さび止めペイントをいう。

６　この表において「鉛・クロムフリーさび止めペイント」とは、日本工業規格Ｋ5674に規定する鉛・クロムフリーさび止めペイント１種をいう。

７　この表において「ジンクリッチプライマー」とは、日本工業規格Ｋ5552に規定するジンクリッチプライマーをいう。

８　この表において「２液形エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格Ｋ5551に規定する構造物さび止めペイントＡ種をいう。

９　この表において「厚膜形ジンクリッチペイント」とは、日本工業規格Ｋ5553に規定する厚膜形ジンクリッチペイントをいう。

10　この表において「２液形エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格Ｋ5659に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約30μm以上のものをいう。

11　この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、日本工業規格Ｋ5516に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。

12　この表において「２液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格Ｋ5551に規定する構造物用さび止めペイントＢ種をいう。

13　この表において「２液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格Ｋ5659に規定する鋼構造物用耐候性塗料の中塗り塗料の規格に適合する膜厚が約60μmから120μmまでのものをいう。

第３の１②②表３中「Ｚ12」の次に「、Ｚ14」を加え、「若しくはＺ35」を「、Ｚ35若しくはＺ37」に改め、「、ＡＺ70に該当する溶融55％アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼材」を削り、「ＡＺ70」の次に「、ＡＺ90若しくはＡＺ120」を、「Ｙ20」の次に「又はＹ22」を、「ＡＺ150」の次に「、ＡＺ170、ＡＺ185」を加え、「若しくはＹ35」を「、Ｙ27、Ｙ35、Ｙ45若しくはＹ60」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行前にされた長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請並びに第八条第一項及び第二項の規定による変更の認定の申請については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第百五十四号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第二十五項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する修繕若しくは模様替又はエネルギーの使用の合理化に相当程度資する修繕若しくは模様替、同令第二十六条の四第八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に著しく資する増築、改築、修繕又は模様替及び同条第十八項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に相当程度資する増築、改築、修繕又は模様替（平成二十年国土交通省告示第五百十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

「省エネルギー対策等級」を「断熱等性能等級」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第百五十五号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十五項、第十八条の二十三の二第一項並びに第十九条の十一の三第二項及び第三項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

「省エネルギー対策等級」を「断熱等性能等級」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。